

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項		当初措置状況 (元年度)	令和5年度の措置状況	担当課
第13 市営住宅使用料の徴収事務 (1) 公平性の視点 ＜市営住宅入居者が使用する無料駐車場の有料化について＞ (報告書 216ページ) 【指摘】市営住宅入居者が使用する無料駐車場の有料化について	よって、すべての団地について駐車場としての機能を調査し、有効に機能している団地の駐車場については、その団地の近隣の月極駐車場の利用料を参考にして有料化するべきであり、市条例を改正するべきである。 (住宅課)	駐車場の有料化(現在まで7団地が実施)に当たっては、入居者相互の公平性を確保するため、管理戸数以上(1台/戸以上)の施設整備が必要であると考えており、有料化に踏み切れない団地の狭小な敷地内において、施設数が不足する状態で整備を進めるには、その適正管理に向けた、入居者との十分な合意形成が必須なため、本年3月から行っている各団地の現地調査を踏まえながら、慎重に研究し、検討し、方向性が定まった団地から逐次整備を進めていく。	有料化を検討中である3団地について再度現地調査を行ったところ、3団地の既存アスファルト舗装が傷んでいることを確認したことから、整備工事費と駐車料の費用対効果が低くなるため慎重に検討する必要がある。 また、その他の団地については建替え又は大規模修繕工事の際に合わせて実施し、用途廃止予定団地や費用対効果が低い団地については有料化しない。 なお、令和7年度から返目団地について有料化を実施する予定。	住宅課
第14 保育料の徴収事務 (1) 滞納整理の検証 ＜滞納処分の実施について＞ (報告書 227ページ) 【意見】滞納処分の実施について	現年度分の保育料を滞納している場合には、児童手当から特別徴収をし、過年度分については本人の申出を得て児童手当から申出徴収をするようにしているが、保育料を納付できない正当な事由がなく、再々にわたる納付の呼びかけにも応じない利用者については、市税の徴収担当と連携を図りながら、財産調査や差押等の滞納処分による対応が望まれる。 (保育・幼稚園課)	滞納に対する対応については、文書、電話による催告のほか、訪問徴収、児童手当からの特別徴収など様々な方法を実施しており、中でも児童手当からの徴収は大きな成果を挙げている。 現在のところ、正当な事由がなく、納付に応じない利用者は少ない状況である。 催告書の送付後に連絡がない保護者について、令和元年6月の催告書送付分から、催告書送付後2か月以内に連絡を取り、催告を行うようにするため、財産調査や差押等の滞納処分は、その実施状況をみながら、市税の徴収担当課のノウハウを取り入れ、実施について検討を行っていく。	主として、児童手当からの天引きによる徴収を実施することで未収金の縮減に努めてきた。 現時点で滞納処分を実施すべき滞納者はいないが、引き続き滞納処分の実施に向けた調査・研究を進めている。	保育・幼稚園課